



## Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 新 Decree「新規投資プロジェクト」の定義の明確化、ほか No. 12/2015/ND-CP 関連

ベトナム政府は、改正法 Law No. 71/2014/QH13 (2014年11月26日付)の詳細ガイダンスを定め、以下の Decree の規定を補足修正する Decree No. 12/2015/ND-CP (2015年2月12日付:以下「本 Decree」)を発表した。

- 法人税に関する Decree No. 218/2013/ND-CP (2013年12月26日付)
- 個人所得税に関する Decree No. 65/2013/ND-CP (2013年6月27日付)
- 付加価値税 (Value Added Tax: 以下「VAT」) に関する Decree No. 209/2013/ND-CP (2013年12月18日付)
- 税務管理に関する Decree No. 83/2013/ND-CP (2013年7月22日付)

本 Decree の主な修正点は以下のとおりである。

#### (1) 法人税

##### 1) 課税所得に関するガイダンス

外国の法令に基づいて設立された事業体の課税対象ベトナム源泉所得のうち、資本、投資プロジェクト、出資権、投資プロジェクトへの参加権および天然資源の探査権・生産権のベトナム国内における譲渡から生じる所得について補足および明確化された。

##### 2) 損金算入可能な費用に関するガイダンス

- 従業員の職業教育・訓練に係る費用が損金算入可能となる
  - 投資段階における支払利子のうち、資産計上されたものは**損金算入不可**となる。一方、他企業への投資を目的とする借入金に係る支払利子は、資本金が全額払い込まれている場合に限り損金算入が認められる
  - 広告宣伝費の控除上限(15%)を撤廃
  - 従業員の生命保険料に関する1人当たりの月額控除上限額 100万ベトナムドンを撤廃
- 3) 優遇措置
- 「新規投資プロジェクト」の定義が補足修正された。法人税優遇措置の対象となる新規投資プロジェクトの定義が、投資許可証もしくは投資証明書が付与されている、または**投資法に基づく出資権が付与されているプロジェクト**となった
  - 大規模投資プロジェクト(6兆ベトナムドン以上の投資プロジェクト)が優遇措置(15年間は税率10%、4年間は免除、その後9年間は50%の税額控除)を受けるための出資金払込条件が規定された。具体的には、投資法に基づき**出資権が最初に付与されてから3年以内**に出資金を払い込む必要がある
  - 優遇措置(15年間の税率10%、4年間の免

除、その後9年間の50%の税額控除)の対象範囲が拡大され、以下を含むプロジェクト等にも優遇措置が適用されることになった:

- i. 開発優先工業支援製品一覧に記載されている製品を製造する新規投資プロジェクト
  - ii. 製造業に対する投資プロジェクト(特別売上税が課税される製品に関するプロジェクトおよび探鉱プロジェクトを除く)のうち、出資額が12兆ベトナムドン以上で、技術の使用および出資金払込スケジュール(投資法に基づき出資権が最初に付与されてから5年以内)に関する条件を満たすプロジェクト
- 出資額が12兆ベトナムドン以上の特別奨励投資プロジェクトに関する優遇税率適用期間(15年以内)の延長条件を規定
- **経済特区、ハイテク特区、工業特区および優遇税制区域以外**で行われる貿易業およびサービス業に対する投資プロジェクトからの所得には優遇措置は**適用されない**旨が規定された
- 優遇措置の経過規定に関する詳細ガイダンスが定められた。経過規定では、投資プロジェクトが改正法に定める優遇措置適用条件を満たしていれば、残りの期間についても優遇措置の適用を受けることを選択することができる。本 Decree の主要ポイントは以下のとおりである:
- ・ **2009年～2013年の期間について許可証が付与されているまたは投資実績がある投資拡大プロジェクト**: Law No. 32/2013/QH13 に定める優遇措置適用条件が2014課税年度まで満たされている場合は、**2015課税年度以降**の残りの期間についても本 Decree に定める投資拡大プロジェクト優遇措置を受けることができる
  - ・ **2009年～2013年の期間の工業特区での投資プロジェクトは、2015課税年度以降**の残りの期間についても Law No. 32/2013/QH13 に定める優遇措置を受けることができる

- ・ **2015年1月1日より前は優遇税制が非適用であったが現在は適用されている**場所での投資プロジェクトは、本 Decree に基づき、2015課税年度以降の残りの期間について優遇措置を受けることができる
- ・ 2015年1月1日以降に優遇税制が適用されるようになった場所での投資プロジェクトは、適用開始時期以降の残りの期間について優遇措置を受けることができる

## (2) 個人所得税

- 4業種の事業所得に対する4種類の税率が規定された
- 工業特区で働く従業員に提供する目的で企業が建設した住宅、または社会経済状況が(非常に)困窮している地域の企業が従業員に提供する目的で建設した住宅に関する住宅、電気、水道およびサービス(もしあれば)に関する諸手当で課税対象となるものを規定
- 長期間海外に居住した後、ベトナムに勤務するために帰国するベトナム人に対する1回限りの転勤手当については**個人所得税が免除**される旨を規定
- 企業が保険料を積立拠出する生命保険およびその他の任意保険に関する個人所得税申告について以下の詳細ガイダンスを規定:
- i. ベトナムの法律に基づき設立された保険会社から保険を購入している場合: 保険会社は、契約満了時に企業側の拠出分に相当する積立保険料額の10%を源泉徴収する義務を負う
  - ii. 外国の法律に基づき設立された保険会社から保険を購入している場合: 企業は従業員への給与支払前に支払保険料額の10%を源泉徴収する義務を負う
- 任意年金基金への拠出(支払)は損金算入可能だが、上限額は企業および従業員双方の合計で月額100万ベトナムドンとすることを補足
- **労働契約期間が3カ月超**の従業員(累進税率で源泉徴収)および**労働契約期間が3カ月以下**の従業員(定率10%で源泉徴収)への支払

から個人所得税を源泉徴収し申告する義務を規定

### (3) VAT

輸入物品について仕入 VAT 控除を受けるには、物品およびサービスの輸入総額が 1 回当たり 2,000 万ベトナムドン未満である場合を除き、現金以外の他の方法で支払が行われたことを証明する書類が必要であることを規定。

### (4) 税務管理

- 月次および四半期ごとの VAT 申告および特別売上税申告の際に仮受・仮払インボイス一覧を提出する要件を撤廃
- 外貨建ての収入、費用、課税価格および租税に適用される為替レートに関する規定が統一される。本 Decree では具体的には、物品の輸出入に係る課税価格に適用される為替レートに関する詳細ガイダンスが以下のとおり規定された：
  - ・ 原則、ベトナム銀行本店が前週木曜日（木曜日が休日に当たる場合はその前営業日）の取引終了時点で公表した電信買相場を適用する。当該為替レートはその週の通関申告時の課税価格算定に使用される
  - ・ ベトナム銀行本店が公表しない為替レートに関しては、ベトナム国家銀行 (State Bank of Vietnam: 以下「SBV」) が公表するベトナムドンと当該通貨のクロスレートを使用する
  - ・ クロスレートが公表されない外貨に関しては、米ドル～ベトナムドンの為替レートおよび SBV が公表する米ドル～当該通貨の為替レートに基づいて計算する。SBV が公表する為替レートは SBV のウェブサイトで更新される
- 90 日間を超える納付遅延に適用される、1 日当たり 0.07 % の延滞税 (late payment interest) を廃止する。2015 年 1 月 1 日以降、税務調査および納税者の自己申告に基づき発生した延滞税は、1 日当たり未払租税債務の 0.05 % となる

### (5) 発効日

本 Decree は、法人税等の複数の税法に関する補足修正法 (Law No. 71/2014/QH13) の発効日 (2015 年 1 月 1 日) に発効する。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平 [shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。